



自動車用携行ジャッキのSG基準
(公開用)

自動車用携行ジャッキ専門部会委員名簿

正木 六郎（部会長）	東京理科大学
稲葉 道次	アイシン精機株式会社
乾 和夫	日産自動車販売株式会社
大嶋 昌一	和光工業株式会社
薦口 嘉孝	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
杉田 良一	トヨタ自動車販売株式会社
杉山 量重	財団法人日本車両検査協会
遠間 武夫	社団法人日本自動車連盟
仲井真 弘多	通商産業省工業技術院標準部機械規格課
野崎 紀	通商産業省産業政策局消費経済課
浜岡 平一	通商産業省機械情報産業局自動車課
福島 喜代治	株式会社マサ製作所
松本 誠之助	川崎工業株式会社
室田 良一	三菱自動車工業株式会社
山口 殿夫	自動車機械工具工業会
下河辺 孝	製品安全協会

自動車用携行ジャッキのSG基準

1. 基準の目的

この基準は、自動車用携行ジャッキの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、自動車に用いる携行ジャッキ(以下「ジャッキ」という。)について適用する。

なお、ここでいうジャッキとは、最大使用荷重が4トン以下のものであって、ジャッキ本体の重量が10キログラム以下のものに限る。

3. 形式分類 (1) 油圧式ジャッキ (2) ねじ式ジャッキ

4. 安全性品質

ジャッキの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	SG基準	
1. 外観及び構造	1. ジャッキの構造及び外観は次のとおりとする。 (1) 傷、割れ、ひび。錆等がないこと。 (2) 手の触れる部分の仕上げは良好で、傷害を与えるような先鋭部、はり等力ないこと。 (3) 組立てが良好で、各部に著しいがたつきがないこと。	
2. 耐負荷作動	2. ジャッキの受金又は荷受に最大使用荷重の○パーセントの垂直静荷重を加え、ねじ式ジャッキにあつては、全揚程の最低位置から最高位置まで、油圧式ジャッキにあつては、ラム又はシリンダの最低位置から最高位置まで、繰り返し○回押し上げたとき、次の項目に適合すること。 (1) 作動状況は円滑、確実で、本体及びハンドル(レバー)各部に使用上有害な変形等がなく、また油圧式ジャッキにあつては、油漏れもないこと。	

項 目	S G基準	
3. 耐油漏れ性	(2) 油圧式ジャッキにあつては、受金又は荷受が最高位置になったとき、揚程制限装置の作動及び強度は、安全確実で、受金又は荷受を最高位置に保持できること。 (3) 油圧式ジャッキにあつては、リリースバル最高位置でリリースバルブを開いたとき、ラム又はシリンダは、○キログラム以下の力で降下すること。 (4) 補助ねじのあるものは、補助ねじの働きが円滑で、最高位置に確実に止まり、作動は良好であること。 3. 油圧式ジャッキにあつては、ラム及びシリンダを最大揚程の約○の位置にして、受金又は荷受到最大使用荷重を加えたとき、3 分後のラムの降下量は○ミリメートル以下であること。 また、操作後。給油口を下又は横にして○時間放置したとき油漏れがないこと。	

項 目	S G 基 準	
4. 耐 荷 重	4. ジャッキを最伸長の状態にし, 受金又は荷受に最大使用荷重の○パーセントの垂直静荷重を○分間加えたとき、各部に有害な永久変形、破壊等がなく、油圧式ジャッキにあつては 油漏れもないこと。 5、最伸長にしたジャッキを傾斜角○度の傾斜板上に載せ, 受金又は荷受の中央部に, 最大使用荷重を○分間加えたとき, 各部に有害な永久変形, 破壊等の異状がないこと。	

5. 表示及び取扱説明書

ジャッキの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	S G 基 準	
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者(製造業者, 輸入業者等)の名称又はその略号。 (2) 製造年若しくは輸入年又はその略号。 (3) 最大使用荷重	
2. 取扱説明書	2. 製品には、欠に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般第費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) ジャッキは地面が平らで硬いところなど安定できる場所を選んで使用すること。 (2) 自動車の指定された個所にジャッキを当てて使用すること。 (3) ジャッキの使用中は、自動車が移動しないための処置をすること。 (4) ジャッキの使用中は、自動車の下に入ったり、振動を与えたりしないこと。また第ジャッキを必要以上にあげないこと。 (5) 自動車の車種に適したものを使用すること。(ジャッキ単体で売られるものに限る。)	